

# CAN DO

## “可能性への挑戦”

第50号

金田会計事務所通信

### 【 AI が教えてくれるもの 】

囲碁や将棋で世界最強の棋士達を圧倒的強さで打ち負かし、瞬時に人の顔を見分け、株式投資のアドバイザーまで行うAI(人工知能)。10年後にはAIが現在の6割以上の仕事を奪うとも言われています。しかし、ネットなどからのビッグデータから学習しているため、ともすれば答えが偏ることもあり、善悪の判断などの倫理的なことは苦手です。この新しい技術に対しての評価は期待であったり、脅威であったりと様々です。

仕事に関してだけに限ればいかに応用するかが一番の関心事ですが、私たち自身の考え方や方向性についても重要な示唆を与えてくれるものでもあります。それは『**生きた経験**』とは何かということです。

かつて勤務税理士であったころ、部下から自慢げに『僕の方が金田さんより電卓をたたくのが早いですよ』と言われたことがあり苦笑することがありました。それはそれで素晴らしいことですが、電卓を早くたたければ仕事をすべてこなせるのかというわけではないからです。AIにも同じことがいえます。

実はAIについての一番の弱点は肉体を持っていないことだ言われています。人間は痛い、暑い、寒いなどの感覚・感情を肉体から感じ取り、同様に人間関係を通じて精神的な心の痛みや熱い思いなどの体験を実感としてつなげることができます。AIだとたとえば恋愛についてはまるで本からの知識として学ぶだけで、体験としてではないのです。もちろん有用な知識を学ぶことは大切ですが、技術の向上にプラス、お客様の想いや体験に感情移入できるかどうかが**良い仕事を生み出す重要な要素**になります。

日々の仕事の中で得たものが本当に身につくかどうかは人間関係でどれほど生きた経験を積めるかということであり、だから人間は素晴らしいのだとAIにより再認識させられます。事務所通信 Can Do も発行から今回で50回を数えました。今後も有用な情報発信に努めて参ります。

金田 康良

2018年 2月

# 平成 30 年度税制改正大綱決定！

平成 30 年度税制改正大綱が発表されました。今回は給与アップと設備投資を積極的に行う企業の減税と給与所得者と個人事業主との税制格差の是正などを狙ったものですが、かなり大幅でかつ複雑になり、税理士泣かせの改正ともいえます。

## 【給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替】(減税・増税)

給与所得控除額及び公的年金等控除額は一律 **10 万円**引き下げ、逆に基礎控除額を **38 万円**から **48 万円**と **10 万円**引き上げます。

(注) 給与所得と年金所得の両方がある場合は一方のみが減額されます。

(平成 32 年分以後の所得税から適用)



## 【給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除の見直し】(増税)

給与所得控除額について、給与収入が **850 万円**を超える場合、控除額は **195 万円**を上限とします。

公的年金等控除額について、公的年金等収入が **1,000 万円**を超える場合、**195.5 万円**を上限とします。

(注) 子育て世帯や介護世帯には所得金額調整控除として一定の金額の控除を加算します。

基礎控除について、合計所得金額に応じて控除額を下表のように低減し、**2,500 万円超**の個人については適用しません。

合計所得金額	基礎控除の額
2,400 万円以下	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下	32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下	16 万円
2,500 万円超	0 円

(平成 32 年分以後の所得税から適用)



## 【青色申告特別控除の見直し】(増税)

正規の簿記の原則に従って記録している青色申告者の青色申告特別控除 **65 万円**を **55 万円**に引き下げ ⇒ e-Tax による期限内申告者等を除く

(平成 32 年分以後の所得税から適用)

## 【所得拡大税制の改組】(減税)

青色申告書を提出する中小企業者等が平成 30 年 4 月 1 日から 33 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に国内雇用者に対して給与を支給する場合、下記①の要件を満たせば給与等支給額の **15%** (②、③の要件を満たせば **25%**) の **税額控除** が認められ、簡素化されました。(法人税額の 20% を限度)

※基準事業年度は廃止

①  $A = \frac{\text{平均給与等支給額(今期分)} - \text{比較給与等支給額(前期分)}}{\text{比較給与等支給額}}$

$A \geq 1.5\%$

②  $A \geq 2.5\%$

③ 次のいずれかの要件を満たす

- ・教育訓練費の額が前期の教育研究費の **10% 以上増加**
- ・中小企業等経営強化法の **経営力向上計画の認定** を受け計画に従って経営力向上が **確実に** 行われた場合

(注) 大企業の場合は  $A \geq 3\%$  かつ国内設備投資額が減価償却費の総額の 90% 以上の場合 (**設備投資要件**) に 15% の税額控除を適用

## 【事業承継税制特例を創設】(減税)

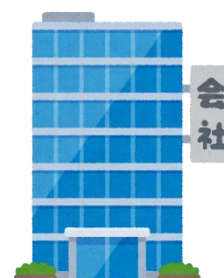
現行制度とは別に、後継者が法人の代表権を有していた者から **平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間** に贈与又は相続等によりその会社の非上場株式を取得した場合には、その取得した **非上場株式に係る贈与税又は相続税の全額** についてその後継者の死亡の日等まで **納税を猶予** する。

☆適用ポイント

- ① 平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までに『**特例承継計画**』を都道府県に提出した会社で経営承継円滑化法第 12 条第 1 項の認定を受けた法人 (**特例認定法人**) であること
- ② 特例認定承継会社の代表権を有する後継者で、同族会社のうち、議決権を最も多く有する者 (**特例後継者**) が対象

☆使いやすくなった点

- ① **猶予対象の株式の制限** (総株式数の 1/3) **撤廃**
- ② **納税猶予割合の引き上げ** (80% から **100%**) ⇒ ①、② により **全額猶予**
- ③ **雇用確保要件の弾力化** (雇用の 8 割維持未達も理由書提出により可能)
- ④ 経営悪化による売却・廃業時の **減免**
- ⑤ 適用対象者の拡大 ⇒ 先代経営者に加え **複数人からの承継、複数の後継者への承継** も可



## 【小規模宅地の特例の見直し】(増税)

相続税における小規模宅地の特例について、貸付事業用宅地等の範囲から、**相続開始前3年以内**に貸付事業の用に供された宅地等を除外する。

また、持ち家に居住していない者(いわゆる**家なき子**)に係る特定居住用宅地等の範囲から下記の者を除外する。

- ①相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族又はその者と特別な関係のある法人が所有する国内にある家屋に居住したことがある者
- ②相続開始前において居住の用に供していた**家屋を過去に所有していた**ことがある者  
(平成30年4月1日以後に開始する相続等に適用)



## 【その他の関連税制】

☆一般社団法人による租税回避スキームの防止

☆居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用を**2年延長**

☆森林環境税の創設(平成36年度から年額**1,000円**住民税として課税等々



今回の改正案は複雑でボリュームがありますが、ここでは誌面の都合上簡易に掲載しております。不明な点がありましたらお気軽にご相談ください。

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動へのサポートを行っています。お気軽にご相談下さい。



金田会計事務所 〒541-0052 大阪市中央区安土町3丁目2番14号 イワタニ第二ビル10階  
(ビル名がサンキュウビルディングからイワタニ第二ビルに名称変更いたしました。)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : info@kaneda-kaikei.com URL : http://kaikei.asia/